

申告に必要なもの

【共通】

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 本人と被扶養者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、個人番号通知書など）
- 申告に必要な書類
(例)・源泉徴収票・控除に必要なもの（障害者手帳など）

【所得税の確定申告のみ】

- 前年の確定申告書の控え



提出方法

所得税の確定申告 提出方法

【電子申告】e-Tax を利用すると便利！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、金額などを入力すると自動で確定申告書などが作成できる便利なシステムです。

- 作成した確定申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Tax を利用して送信できます。
- 確定申告書は、お手持ちのタブレットやスマートフォンでも作成できます。
- タックスアンサー（よくある税の質問）では一般的な回答を調べることができます。

金額などを入力するだけで
申告書など自動で作成！

国税庁
ホームページ▶



【郵送】

封筒に住所・氏名を記入して、次の宛先に郵送してください。
〒262-8507
千葉県花見川区武石町1丁目520番地
東京国税局業務センター千葉西分室（成田税務署）宛て

【窓口受付】

作成済み申告書を受付します。

■受付時間 8:30～17:00
(土・日曜日・休日を除く)

■場所 成田税務署1階相談窓口<成田市加良部1-15>
※税務署窓口では、3月16日(月)までは、確定申告書の作成・相談はできません。イオンモール成田を利用してください。

「所得税の確定申告の窓口受付・相談」に関しては、7・8ページをご覧ください。

市民税・県民税の申告 提出方法

【電子申告】令和8年度（令和7年中所得）から電子申告がスタート！！

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードで、eLTAXのホームページ、マイナポータルと市公式ホームページを経由して電子申告ができます。
詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

市公式
ホームページ▶



【郵送】

封筒に住所・氏名を記入して、次の宛先に郵送してください。
〒286-0292（住所不要）
富里市課税課市民税班宛て

申告書は、前年度の申請者に郵送するほか、市公式ホームページからもダウンロードできます。



【窓口受付・相談】

「市民税・県民税の窓口受付・相談」は、富里市役所すこやかセンター2階会議室1で受け付けています。
詳しくは、7ページをご覧ください。

申告受付・相談日時のご案内

市役所での申告受付・相談日時

相談・受付内容	期間	時間	会場
市民税・県民税の申告	2/2(月)～2/13(金) (土・日曜日、休日を除く)	9:00～12:00 13:00～16:00	すこやかセンター 2階 会議室1 ※ ² 2/12(木)・ 2/13(金)
	2/16(月)～3/16(月) (土・日曜日、休日を除く)	9:00～12:00 13:00～17:00 ※ ¹ 3/1(日)	
所得税の確定申告	2/16(月)～3/16(月) (土・日曜日、休日を除く) ※ ¹ 3/1(日)	9:00～12:00 13:00～16:00	

※¹ 3/1(日)：市民税・県民税の申告受付・相談のみ実施 受付時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00

※² 2/12(木)・2/13(金)：すこやかセンター2階 会議室3

所得税の確定申告 市役所での受付・相談に関するご案内

来場時のお願い

- 収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。
- 農業者や事業者などは、収支内訳書を事前に作成してください。
- 書類が整っていないと、受付できない場合があります。



受付のお知らせ

- 当日8:20時点で抽選【受付人数 午前40人・午後40人】
- 所得税の確定申告相談受付の順番は、当日8:20時点で複数の来場者がいた場合、「抽選」により決定します。
- 防犯の面からも、午前8時前からの来場は控えてください。受付・相談開始目安時間は、会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。
- 抽選後(8:30以降)に制限人数に達しない場合は、そこから受付時間内での先着順とします。
- ※受付は、午前40人・午後40人の人数制限を行っています。
午後の受付が午後から始まるのではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。

市役所で受けられない相談

確定申告のうち、次の相談は受けることができません。イオンモール成田で相談してください。

- 令和6年分以前の申告（過年分）
- 住宅借入金等特別控除（初めて受ける人、連帯債務のある人）の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 青色申告
- 配当所得の申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- 災害の控除（台風災害などに係る雑損控除なども含む）の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）

※上記以外でも、内容によってイオンモール成田を案内する場合があります。